

公募型プロポーザル説明書

1 業務概要

(1) 業務名

令和7年度広島県海外スタートアップ等連携実証プロジェクト創出業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務背景・目的

本県は、令和3年度を始期とする「安心・誇り・挑戦 ひろしまビジョン」の中で、「産業イノベーション」の施策領域において、「広島の強みを生かした新成長産業の育成」の取組の一環として「環境・エネルギー分野の産業集積の促進」を掲げている。

環境・エネルギー分野の産業の成長のためには海外展開が重要であり、そのためには潜在顧客が抱えるニーズや課題解決に即した製品やサービスを、現地のパートナーとともに新たに開発し、展開していく、マーケットインの手法で進めていくことが求められている。

そこで、本業務では、現地ニーズに精通する海外スタートアップや大学・研究機関等と海外展開に意欲的な県内企業の有する優れた技術やサービスをマッチングし、現地の課題解決に取り組む実証プロジェクトを設計することで、県内企業の事業拡大及び新たな事業創出を図ることを目的とする。

(3) 業務内容

別紙「公募型プロポーザル仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(5) 予算額

25,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

2 注意事項

(1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書提出先及び期限

ア 提出先

広島県商工労働局 イノベーション推進チーム 環境関連産業海外展開グループ

イ 提出期限

令和7年2月28日（金）午後5時【必着】

(2) 上記(1)に対する確認結果の通知

令和7年3月3日（月）までに公募型プロポーザル参加者全員（グループの場合は、代表法人のみ）に回答する。

(3) 仕様書等に対する質問書提出先及び期限

ア 提出先

広島県商工労働局 イノベーション推進チーム 環境関連産業海外展開グループ

イ 提出期限

令和7年3月10日（月）午後5時【必着】

(4) 上記(3)に対する回答日等

令和7年3月11日（火）までに、公募型プロポーザル参加者全員（グループの場合は、代表法人のみ）に回答する。

(5) 提案書提出先及び期限

ア 提出先

広島県商工労働局 イノベーション推進チーム 環境関連産業海外展開グループ

イ 提出期限

令和7年3月13日（木）午後5時【必着】

(6) 提案書に関するプレゼンテーション

ア 実施場所

広島市中区基町10番52号 広島県庁内会議室

イ 実施日時

令和7年3月17日（月）

実施場所や時間の詳細については、別途プロポーザル参加者に通知する。

ウ 出席者

公募型プロポーザル参加資格を有している事業者

ただし、審査会場への入室は3名までとする。

エ 内 容

企画提案者によるプレゼンテーション

1 提案者当たりの説明時間は10分以内とし、質疑応答15分とする（予定）。

オ その他

参加者数によっては、書面審査を行い、プレゼンテーションへの参加事業者数を絞り込む場合がある。

(7) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）について

ア 公募型プロポーザル参加希望者は、本業務の公募型プロポーザル実施要領に定める参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書（別記様式第1号）に添付しなければならない。

（ア） 法人概要（別記様式第2号）

（イ） 広島県の納税証明書（未納がないことの証明書。発行日が申請日から3か月以内のもの。広島県内に事業所等が全くないなど、納税義務がない場合を除く。）

（ウ） 消費税及び地方消費税（国税）の納税証明書（未納がないことの証明書。発行日が申請日から3か月以内のもの。）

（エ） 電子データの保存等に関する申出書（別記様式第3号）

イ グループで参加する場合は、上記アに定める必要書類を、グループを構成する者全員分提出するとともに、グループ構成書（別記様式第4号）及び委任状（別記様式第5号）を併せて提出すること。

ウ 申請書及び上記アに定める必要な書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。

エ 申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。

オ 申請書等の提出は、持参、郵便等又は電子メールによる。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。（民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。）

(8) 仕様書等について

ア 仕様書等に対する質問がある場合は、上記2(3)イの期限までに、仕様書等に対する質問書（別記様式第6号）を提出すること。ただし、軽微な質問については、電話又は電子メールでも受け付け口頭で回答する。

イ 上記の質問に対する回答は、公募型プロポーザル参加資格を有する者の質問にのみ回答する。

(9) 最優秀者として選定されなかった者に対する理由説明等について

ア 最優秀者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。

イ 上記の通知を受けた者は、広島県商工労働局 イノベーション推進チーム 環境関連産業海外展開グループに対してその理由説明を求めることができる。

ウ この説明を求める場合は、令和7年3月24日（月）までに、その旨を記載した書類を提出すること。

エ 上記に対する回答は、令和7年3月26日（水）までに、書面により行う。

(10) 支払条件

業務完了後の一括払いとする。

(11) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(12) 参加者の負担について

公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。

(13) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書を無効とするとともに、指名除外の措置を行うことがある。

(14) 提出された提案書について

ア 提案書提出後、県から提案書の内容について質問を行い、また補正を指示する場合がある。

イ 提案書提出後、提案を取り下げる場合は、取下願（別記様式第7号）を提出するものとし、取下願の受理をもって、公募型プロポーザルの参加辞退とする。

ウ 提出された提案書は、取下願を提出した場合も含め、返却しない。

エ 提案書は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。

ただし、広島県情報公開条例に基づき公開する場合には、使用することがある。

(15) 公募型プロポーザル結果等の公表について

物品調達・委託役務業務公募型プロポーザル事務処理要領に基づき、公募型プロポーザルの選定結果及び公募型プロポーザル参加者の評価基準に基づく評価値をホームページに掲載する。

3 契約事項

(1) 公募型プロポーザルに関する要領

物品調達・委託役務業務公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。

(2) 契約の締結

最優秀者として選定された者とその提案書について協議を行い、協議が整った場合に、県の契約職員が別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。この協議の際、提出された提案書の内容を一部変更する場合がある。グループの場合は、代表法人及び構成法人と契約を締結する。また、契約候補者との協議が整わない場合は、次点の企画提案者と協議を行い、契約を締結することがある。

(3) 契約事項に関する規則

広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。

(4) 契約保証金

公告に定めるとおり

- (5) 地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約
適用なし

4 添付書類

- (1) 公告の写し
- (2) 業務委託契約書（案）
- (3) 公募型プロポーザル仕様書
- (4) 企画提案書作成要領
- (5) 企画提案書作成様式
- (6) 企画提案書評価基準
- (7) 様式類
 - 【別記様式第 1 号】 公募型プロポーザル参加資格確認申請書
 - 【別記様式第 2 号】 法人概要
 - 【別記様式第 3 号】 電子データの保存等に関する申出書
 - 【別記様式第 4 号】 グループ構成書
 - 【別記様式第 5 号】 委任状
 - 【別記様式第 6 号】 仕様書等に対する質問書
 - 【別記様式第 7 号】 取下願